

別記様式第 1 号の 2 (第 3 条、第 51 条の 8 関係)

消防計画作成 (変更) 届出書

年 月 日	
白浜町消防長 殿	
防火 防災 管理者	
住所 _____	
氏名 _____	
別添のとおり、防火 防災 管理に係る消防計画作成 (変更) したので届け出ます。	
管理権原者の氏名 (法人の場合は、名称及び代表者氏名)	
防火対象物 又は _____ の所在地 建築物その他の工作物	
防火対象物 又は _____ の名称 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の名称)	
防火対象物 又は _____ の用途 建築物その他の工作物 (変更の場合は、変更後の用途)	令別表第 1 () 項
その他必要な事項 (変更の場合は、主要な変更事項)	
※ 受付 欄	※ 経過 欄

備考

1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。

2 「防火
防災」の横書きの文字については、該当しない文字を横線で消すこと。

3 ※印の欄は記入しないこと

第1 目的と適用範囲

この計画は、火災等の災害の予防と人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、この計画で定めたことは、管理権原の及ぶ _____ 部分に勤務等し、出入りするすべての者が守らなければならない。

第2 防火管理業務の一部委託（有・無）

(1) 防火管理に関する業務の一部を、別表1のとおりに委託する。

第3 管理権原者の責任

- (1) 管理権原が及ぶ範囲の防火管理業務について、全ての責任を持つ。
- (2) 防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合、速やかに改修する。

第4 防火管理者の業務

- (1) 防火管理者は、 _____ とし、次の業務を行う。
- ア 火災予防上の自主検査（避難施設、火気設備・器具、電気設備、危険物等）
 - イ 消火、通報及び避難訓練の実施
 - ウ 消防用設備等の点検、整備及び監督
 - エ 建物構造、避難施設及び防災設備等の維持管理
 - オ 収容人員の管理
 - カ 防火担当責任者及び火元責任者に対する指導及び監督
 - キ 火気の使用、取扱いの指導、監督
 - ク 従業員に対する防火・防災の教育の実施
 - ケ 消防機関への届出及び連絡等
 - コ 消防用設備等の法定点検の立会い又は立会いの指示
 - サ 改装工事等の工事中の安全対策の樹立
 - シ 管理権原者に対する報告
 - ス その他防火管理上必要な業務

第5 火災予防上の自主検査

火災予防上の自主検査は、別表2・別表3に基づき実施する。

検査対象	検査実施日	検査実施者	その他必要事項
別表2	毎日終業時	_____	
別表3	4月・10月	_____	

第6 防火対象物及び消防用設備等・特殊消防用設備等の法定点検

- (1) 防火管理者は法定点検実施時に立会い、又は立会者を指定し、不備欠陥箇所を確認する。
また、点検の結果を管理権原者に報告し、不備については改修計画を樹立し改修する。
- (2) 点検結果の記録は「防火管理維持台帳」に編冊し、保存する。
- (3) 点検時以外で、不備を発見した場合は、予算措置し、改修する。

消防設備名		点検時期 (6ヵ月毎)	機器点検
点検業者名			月、月
電話番号			総合点検
			月

第7 従業員等の守るべき事項

- (1) 避難口、階段、避難通路等には避難の障害となる物品を置かないこと。
- (2) 防火戸の付近には、閉鎖の障害となる物品を置かないこと。
- (3) 喫煙は、指定された場所で行い、吸殻の後始末を必ず行うこと。
- (4) 火気設備器具は定期的に点検し、周囲は整理整頓すること。

第8 放火防止対策

- (1) 建物の外周部及び敷地内にはダンボール等の可燃物を放置しない。
- (2) 終業時には、建物の施錠状況を必ず確認する。

第9 工事における安全対策

- (1) 消防用設備等の機能に支障を及ぼす工事では、「**工事中の消防計画**」を作成し提出する。
- (2) 模様替え等の工事を行う場合、工事人に工事計画書を提出させ、必要な指示を行うこと。
- (3) 防火管理者は、工事に立会い、又は立会者を指定し、定期的に工事状況を確認する。
- (4) 工事人に対して、指示された場所以外では喫煙及び裸火の取扱いをさせないこと。
- (5) 工事人に対して、火気管理の責任者を作業場所ごとに指定し、提示させること。

第10 防災教育

従業員・新入社員等に別紙1の「防災の手引」を活用し、教育を行う。

対象者	実施時期
従業員 及び 新入社員	防火管理者が、「防災の手引き」を活用して、____月、____月の 年____回及び必要の都度防災教育を行う。

第13 訓練

訓練種別	訓練内容	実施時期
総合訓練	消火・通報・避難誘導を連携して行う訓練	_____月
部分訓練	消火・通報・避難誘導を個別に行う訓練	_____月
津波避難訓練	地震に伴う津波を想定した避難訓練	_____月

特定防火対象物は消火訓練、避難訓練を年2回以上実施する。

訓練を実施する際は、事前に別紙2により消防機関へ自衛消防訓練通知書を提出する。

第14 南海トラフ地震等に対する対策

- (1) 防火管理者は、地震に備え非常用物品等を確保し、点検整備を実施する。
- (2) 防火管理者は、あらかじめ物件の倒壊・転倒・落下等の防止措置を講ずる。
- (3) 地震が発生した場合は、次の措置をとり、必要であれば安全な場所に避難する。
 - ア 地震発生直後は、身の安全を守ることを第一とする。
 - イ 火気設備器具の直近にいる者は、電源及び燃料の遮断を行い、防火管理者に状況を報告する。また、二次災害の発生を防止するため、建物・火気設備器具の点検を実施する。
 - ウ 津波警報等が発令され、避難が必要なときは、全職員及び来訪者等に対し、所内放送、口頭等により、避難すべき旨、津波からの避難場所の位置、避難経路等を知らせる。地震、津波からの避難は、身の安全を確保した後 _____へ避難させる。
 - エ 町が開設する避難場所(_____)へ誘導するときは、順路、道路状況、地域の被害状況について説明する。
 - オ 建物が無人となる場合は、ガスの元栓及び電気のブレーカーを遮断する等の処置を行い、再供給時のガス漏れ及び通電による出火防止を図る。
 - カ 避難場所に避難した際は、津波が連続して発生することに鑑み、一定期間（津波警報等が発表されている間）避難場所に留まるか、更に安全な避難場所に移動する。
- (4) 防火管理者は、地震津波避難訓練を定期に実施する。また、職員を県、市町村、自治会、自主防災組織等が行う防災訓練に参加させ、地域との連携を図る。
- (5) 防火管理者は職員に対して、下記の事項を含む地震防災上必要な教育を行う。
 - ア 南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき取られる措置の内容及び地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
 - イ 南海トラフ地震等の発生により予想される地震動や津波に関する知識
- (6) 防火管理者は、施設内の各所に、想定津波波高・到達時間、避難場所、南海トラフ地震臨時情報の内容等を掲示する。

第15 その他防火管理上必要な事項

緊急連絡先 _____ TEL _____

附 則

- 1 この計画は、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から実施する。

別表2

自主検査表（日常） ____月

検査実施者 _____

※検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

日	曜日	検査項目							
		避難通路・ 防火戸等の 物品の有無	ガス器具の ホースの 老化・損傷	電気器具の 配線劣化・ 損傷	火気設備・ 器具の異常 の有無	たばこの 吸殻の処理	倉庫等の 施設確認	終業時の火 気の確認	その他（放火防 止・トイレ内の可 燃物等の確認）
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									
24									
25									
26									
27									
28									
29									
30									
31									

（備考）不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

防火管理 者確認印	
--------------	--

別表3

自主検査表（定期）

※検査を実施し、良の場合は○を、不備・欠陥のある場合は×を、即時改修した場合は△を付してください。

実施項目		確認箇所	確認結果	確認結果
建物構造	(1) 柱・はり・壁・床	コンクリートに欠損・ひび割れ・脱落・風化等はないか。		
	(2) 天井	仕上材にはく落・落下のおそれのあるたるみ・ひび割れ等はないか。		
	(3) 窓枠・サッシ・ガラス	窓枠・サッシ等には、ガラス等の落下又は枠自体のはずれのおそれのある腐食、ゆるみ、著しい変形等がないか。		
	(4) 外壁・ひさし・パラペット	貼石・タイル・モルタル等の仕上材に、はく落・落下のおそれのあるひび割れ・浮き上がり等が生じていないか。		
避難施設	(1) 避難通路	①避難通路の幅員が確保されているか。 ②避難上支障となる物品等を置いていないか。		
	(2) 階段	階段室に物品がおかれていないか。		
	(3) 避難階の避難口	①扉の開放方向は避難上支障ないか。 ②避難階段等に通ずる出入口の幅は適切か。 ③避難階段等に通ずる出入口・屋外への出入口の付近に物品その他の障害物はないか。		
火気設備器具	厨房設備 ガスストーブ、 石油ストーブ	使用状況は適正か。 周りに可燃物がないか。 燃焼器具の周辺部に炭化しているところはないか。		
電気設備	電気器具	使用状況は適正か。 コンセント等にほこりがたまっていないか。 たこあし配線はないか。		
その他	危険物	危険物をみだりに存置していないか。 高温になる場所に置かれていないか。		
検査実施日		年 月 日 実施者名 _____ 年 月 日 実施者名 _____		

(備考) 不備・欠陥がある場合には、直ちに防火管理者に報告するものとします。

防火管理者
確認印

〔消防計画について〕

消防計画を熟読し、内容をよく把握しておいてください。

〔消火器について〕

- 1 消火器の設置場所を覚えてください。
自分の持場から近い順に2か所以上覚えてください。
- 2 消火器の使い方を覚えてください。
使い方は、消火器の本体に明示されていますので、必ず確認して操作手順を覚えてください。

〔火気設備器具について〕

- 1 火気設備器具の周辺は、よく整理清掃して可燃物を接して置かないでください。
- 2 火気設備器具は、常に監視できる状態で使用し、その場を離れるときは、必ず消してください。
- 3 火気設備器具にある取扱上の注意事項を守り、故障又は破損したままで使用しないでください。
- 4 地震時には、火気設備器具の使用を中止してください。
- 5 終業時には、火気設備器具の点検を行い、安全を確認してください。

〔喫煙について〕

- 1 喫煙は、指定された場所で、吸殻入れを用いて喫煙してください。
- 2 タバコの吸殻は必ず水の入ったバケツなどに捨て、可燃ゴミの中には絶対に入れないでください。
- 3 終業時には、吸殻の処理（水の入ったバケツに捨てる）を確実に行ってください。

〔危険物の取扱いについて〕

- 1 危険物（シンナー、ベンジンなど）を使用するときは、防火管理者の承認を受けてください。
- 2 危険物を使用するときは、小分けして使用し、容器の蓋は常に閉め、火気に注意してください。

〔避難施設の維持管理について〕

- 1 避難口、廊下、階段、避難通路には避難障害となる設備を設けたり、物品を置かないでください。
- 2 防火戸の付近には、常に閉鎖の障害となる物品を置かないでください。

〔放火防止対策について〕

- 1 建物の外周部及び敷地内には、ダンボール等の可燃物を放置しないでください。
- 2 倉庫、更衣室などを使用しないときは、施錠しておきましょう。
- 3 ゴミ類の廃棄可燃物は、定められた時間に、指定場所に持って行きましょう。

〔火災時の対応〕

- 1 通報連絡
119番通報します。（火災か救急かの種別、所在、目標、火災の内容など）
防火管理者に連絡します。
- 2 消火活動
消火器を使って、消火活動を行います。
- 3 避難誘導
避難口（出入口）を開放し、避難口までお客を誘導します。

〔地震時の対応〕

- 1 身の安全を図ってください。
蛍光灯、ガラス製品、窓等の近くから離れてください。
- 2 火の始末を行ってください。
揺れを感じたら、火気設備器具の直近にいる者は、すぐに火を消してください。

〔その他〕

別紙2

自衛消防訓練通知書

年 月 日			
白浜町消防長 様 防火管理者 職・氏名			
防火対象物の所在地	町	番地	
防火対象物の名称等		電話	—
「消防法施行令別表第一」	項 別	()	項
実施日時	年 月 日 時 分 ~ 時 分迄		
訓練種別	1. 避難訓練 2. 消火訓練 3. 通報訓練 4. 総合訓練 5. 消防用設備等取扱訓練 6. 津波避難訓練 7. その他		
参加人員	名	問い合わせ先	担当者氏名 電話 —
訓練概要(具体的に記入すること)			
消防職員又は消防隊の派遣の要否	消防職員 消防隊	要 否 要 否	要 請 車 両 の 種 別 タンク車・ポンプ車・はしご車・救急車
※ 受 付 印		※ 経 過 欄	

- 注 1. ※印欄は記入しないこと。
 2. 別紙で訓練計画書がある場合は、添付すること。
 3. 訓練種別、消防職員(消防隊)の派遣の要・否、要請車両の種別欄については、該当するものを○で囲むこと。
 4. 消防職員(消防隊)の派遣を希望する場合は、事前に連絡し打ち合わせを行ってください。
 5. 通報訓練をする場合は、**通報訓練の直前に消防指令センター(TEL0739-22-0119)へ連絡して下さい。また、通報訓練の際は必ず冒頭に「訓練通報です。」とお伝えください。**
 6. 本通知は FAX でも受付しています。FAX の送信は、次の管轄の消防署へお願いします。
 ◆白浜町消防本部 FAX (0739-42-5459)
 ◆日置川消防署 FAX (0739-52-3902)
 ◆すさみ消防署 FAX (0739-55-3902)